

障害福祉サービスに係る利用者負担の見直しの考え方 — 実費負担＋サービス量と所得に着目した負担 —

(居宅、通所)

- 応能負担(現在の平均負担率約1%) → 実費負担＋サービス量と所得に着目した負担

(入所)

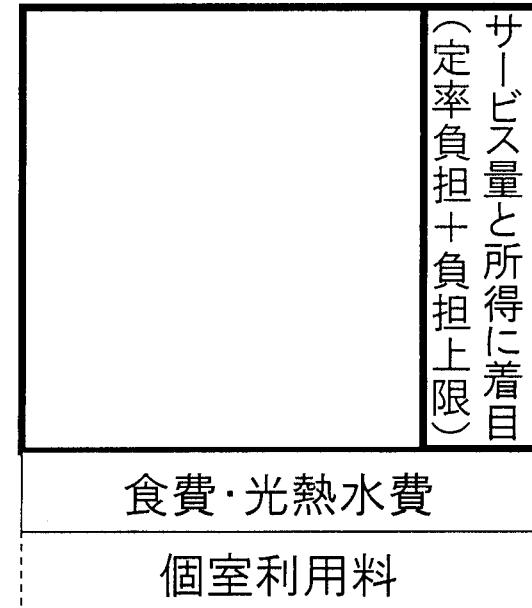
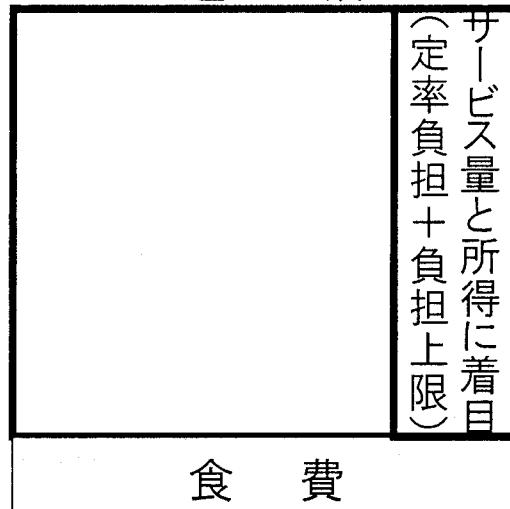
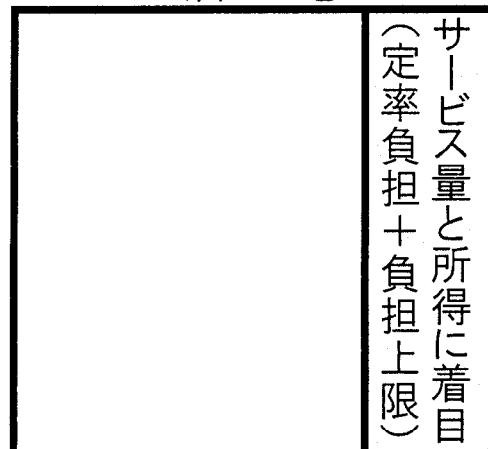
- 応能負担(現在の平均負担率約10%) → 実費負担＋サービス量と所得に着目した負担

負担能力の乏しい者については、経過措置も含め負担軽減措置を講ずる。

居 宅

通 所

入 所



この他、医療費・日用品費は自己負担

※精神関係の施設は、平成18年10月以降に、新施設・事業体系に移行したものから対象となる。それまでは、現行と同じ仕組み。

負担軽減する者の範囲(負担能力等の区分)

他制度との均衡を確保しつつ、普遍的な仕組みとする。

生活保護：生活保護世帯に属する者

低所得1：市町村民税非課税世帯であって世帯主及び世帯員のいずれも各所得がゼロであり、かつ、世帯主及び世帯員のいずれも収入が80万円（障害者基礎年金2級相当）未満である世帯に属する者

→ グループホームで単身で生活する基礎年金2級のみの者

低所得2：世帯主及び世帯員の全員が市町村民税の均等割非課税である世帯に属する者

→ 税制上の障害者控除や障害年金が非課税所得であること等から、通常の市町村民税非課税世帯よりは実収入水準は高くなる。障害者を含む3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合、概ね300万円以下の収入に相当。

※ 医療保険、介護保険等の他制度においては、障害のある者もない者も世帯の一員である場合には、経済的な面においては他の世帯構成員と互いに支え合う一体的な生活実態にあるという前提で、負担能力の有無を認定する際に、個人単位ではなく、「生計を一にする者」の全体の経済力を勘案しており、例えば健康保険においては、家族に保険料を求める被扶養者制度等が設けられている。

6

※ 「生計を一にする者」の範囲については、法律事項ではないことから、法の施行時までに具体的に検討。

食費等の実費負担の見直しの考え方

生活に係る実費については自己負担とすることを原則

- ① 障害があってもなくても生活をしていく上で負担する費用である。
- ② 施設を利用する場合でも、利用しない場合でも等しく負担することが公平である。

利用者負担の軽減の取り組み

食事提供等のコスト低減の促進

- 1 食費等の実費について、施設ごとに額を設定し、利用者と契約する仕組みとする。
- 2 施設が利用者に求めることができる費用の範囲を明確化。(利用者保護)
- 3 入所施設、通所施設における食事提供の規制緩和等を進めコストの低下を促す。
- 4 障害の状況から特に栄養管理等が必要な入所施設利用者については、平成18年度の新施設・事業体系の報酬設定(10月予定)の際に別途評価方法を検討。

施設利用の低所得者への措置

- 1 通所施設利用の低所得者(生活保護、低所得1、低所得2)について、概ね3年間、食費の入件費相当分を支給。
- 2 入所施設利用の低所得者(生活保護、低所得1、低所得2のうち一定の収入以下の者)について、食費等に係る補足給付を支給。
- 3 入所施設における食費等に係る実際の契約額、提供コスト等を調査し、コスト変化の結果を補足給付の基準額に反映(当初は、食費4.8万円、光熱水費1.0万円)

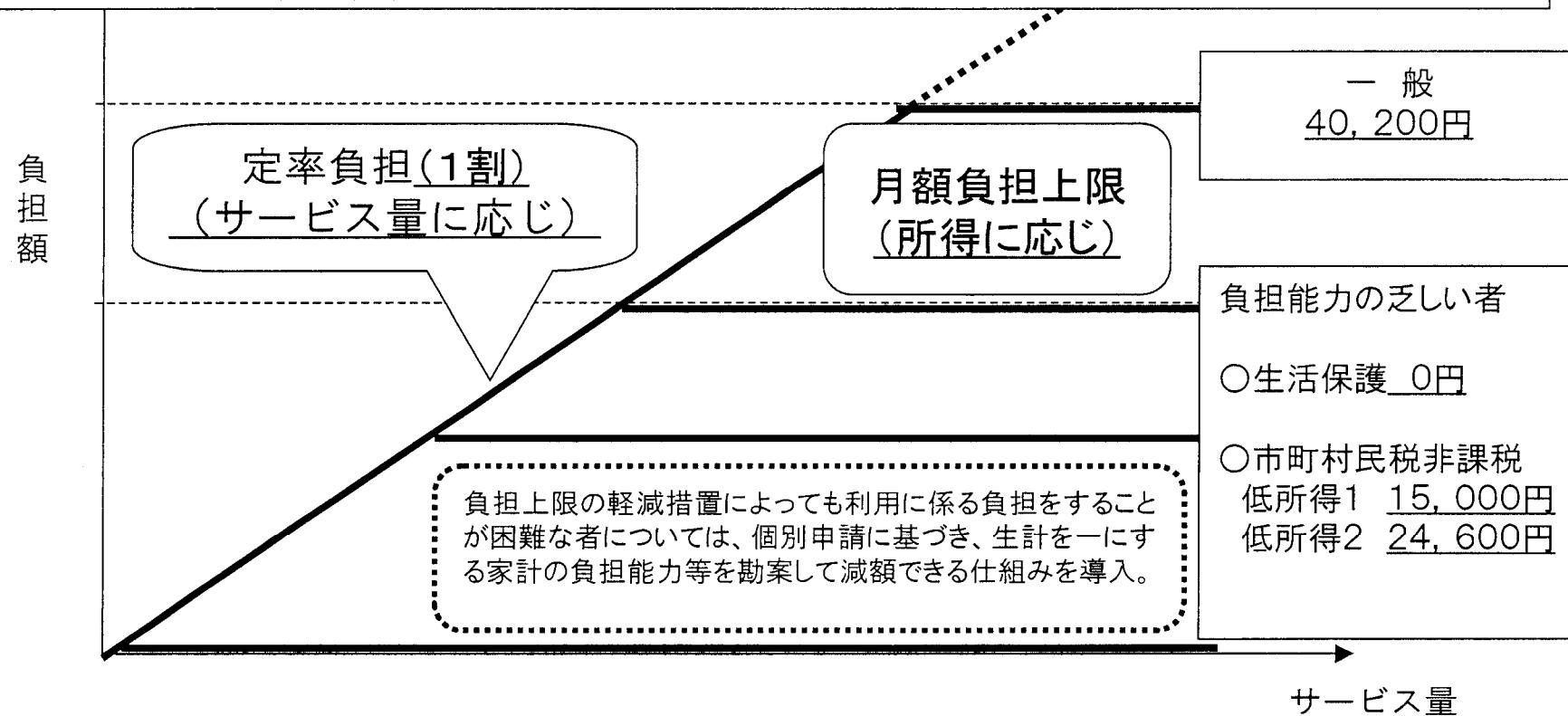
※精神関係の施設は、平成18年10月以降に、新施設・事業体系に移行したものから対象となる。それまでは、現行と同じ仕組み。

障害福祉サービスの利用者負担の見直し — サービス量と所得に着目 —

所得にのみ着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組みに見直す。

- 契約によりサービスを利用する者と利用しない者との公平を確保する。(障害者間の公平)
- 制度運営の効率性と安定性を確保する。(障害者自らも制度を支える仕組み)

これと併せて、国、都道府県の財政責任の強化を図る。



※ 負担上限の該当の有無は、各サービスに係る負担額の合計で計算する。

※ 精神関係の施設は、平成18年10月以降に、新施設・事業体系に移行したものから対象となる。移行までは、現行と同じ仕組み。